



鳥取県公報

令和4年5月31日（火）
第9403号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定（317）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（318）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（319）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 2
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止（3）・・・・・・・・・・ 3
	水産動物の採捕の禁止に関する指示（4）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 3
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 正 誤	令和4年3月29日付鳥取県告示第138号中訂正・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第317号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字登り立山2031の5・字西ノ平ル2033の4・字口ノ谷西側2034の17・2034の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2034の18

（2）保安林として指定された目的

水源の涵養

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字口ノ谷西側2034の15（次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、日南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和4年4月1日から同年7月15日まで

3 作業地域 日野郡日南町笠木地内

鳥取県告示第319号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和4年4月19日 鳥取県指令第202200012896号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字上戎通

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市福定町378-5

余村 駿一

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和4年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川(東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域)	投網	令和4年6月1日から同月30日まで
2 勝田川(東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域)	〃	〃

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和4年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県財務会計システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月23日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 鳥取県財務会計システム運用・保守業務委託鳥取県情報センター・富士通共同企業体
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 167,568,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令

第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理局会計指導課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県財務会計システム改修（オペレーティングシステム更新及びパッケージシステムバージョンアップ）業務委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 鳥取県財務会計システム運用・保守業務委託鳥取県情報センター・富士通共同企業体
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 86,644,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理局会計指導課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察ヘリコプター12月点検等整備委託 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和4年5月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 中日本航空株式会社
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場2
- 5 落札金額 39,490,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和4年4月1日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

正 誤

令和4年3月29日付鳥取県公報第9386号の鳥取県告示第138号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 4及び5

誤 日野郡日野町板井原字荒神ノ上へ1179の2・1180の4・1180の9・字釜ヶ谷1214の7・金持字水ノ元1220
の2・字堂ヶ原979の7（以上6筆国有林）、板井原字小高下

正 日野郡日野町板井原字小高下

頁 6

行 15

誤 字荒神ノ上へ1179の1

正 字荒神ノ上へ1179の2・1180の4・1180の9（以上3筆国有林）、1179の1

頁 6

行 15

誤 字釜ヶ谷1214の1

正 字釜ヶ谷1214の7（国有林）、1214の1

頁 6

行 17

誤 字堂ヶ原979の1

正 字堂ヶ原979の7（国有林）、979の1

頁 6

行 20

誤 梨子ノ木畑

正 字梨子ノ木畑

頁 6

行 25

誤 字水ノ元1180から1182まで

正 字水ノ元1220の2（国有林）、1180から1182まで

頁 6

行 下から4

誤 1034の18から20まで

正 1034の18から1034の20まで

頁 7

行 1

誤 字ノカミ谷

正 字ノミカ谷